



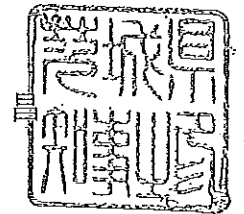
女青諮問第 3 号

茨城県男女共同参画審議会

茨城県男女共同参画推進条例（平成13年茨城県条例第1号）第8条第4項の規定に基づき，茨城県男女共同参画基本計画の策定に当たって，貴審議会の意見を求める。

平成27年4月9日

茨城県知事 橋 本



諮 問 理 由

県は、平成13年に制定した「茨城県男女共同参画推進条例」に基づく基本的な計画として、平成23年3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいき いばらきハーモニープラン」を策定（計画期間：平成23年度～平成27年度）し、男女共同参画社会の実現に向け、計画に基づく施策を総合的に推進している。

この間、東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組み、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところであるが、急激な人口減少や超高齢化とそれに伴う労働力不足、経済・社会のグローバル化の進行、安全・安心に対する意識の高まりなど、本県を取り巻く情勢は大きく変化し、転換期を迎えている。

こうした中で、我が国の最重要課題のひとつとして、経済界を含め、国をあげて、女性の活躍を推進する取組が進められているが、本県においても「女性が輝く社会づくり」の実現のため、役員・管理職への女性の登用、男女の働き方の見直し、女性の再雇用等就労支援や創業支援、県民の意識改革など、女性がいきいきと活躍できる社会の構築が必要となっている。

平成27年度を終期としている現計画について、男女共同参画を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成28年度からの新たな計画を策定するため、意見を求めるものである。